

神奈川県有料老人ホーム設置運営指導指針の一部改正の概要

1 改正の趣旨

有料老人ホームは民間の活力と創意工夫により高齢者の多様なニーズに応じていくことが求められるものであり、一律の規制には馴染まない面がありますが、一方、高齢者が長年にわたり生活する場であることから、サービス水準の確保等のため行政としても指導を行う必要があります。そこで、本県では、厚生労働省による「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」（以下「標準指針」といいます。）を参考として「神奈川県有料老人ホーム設置運営指導指針」（以下「県指針」といいます。）を定め、有料老人ホーム設置者に指導を行っています。

今般、高齢者向け住まいへの入居を希望する者に関する情報の提供等を行う事業者と委託契約等を締結する場合の留意事項が標準指針に規定されたことに伴い、県指針についても所要の改正を行います。

2 改正の観点

改正標準指針への対応

3 主な改正点

高齢者向け住まいへの入居を希望する者に関する情報の提供等を行う事業者と委託契約等を締結する場合の留意事項に係る規定の追加（県指針13（5）エ）

以上